

## ICT を活用した教育の本格的普及について（案）

## （１） 目的

- ICT を活用した遠隔授業（以下「遠隔授業」という。）は、これまでいくつかの法科大学院で実施されてきたところ、地方に立地する法科大学院の募集停止や、継続教育へのニーズ等も相まって、今日、その機運が更に高まりつつある。
- 遠隔授業の活用によって、
  - ① 法科大学院が存在しない地域に居住する法曹志望者や、時間的制約の多い有職社会人が、地方大学や自宅・職場等において、直接の対面授業に近い形で法科大学院の講義を受講することで、法曹資格取得のための途を確保することが可能となること、
  - ② 遠隔地に立地する法科大学院間での地理的・時間的制約を乗り越えた連携が促進されることで、複数の法科大学院がそれぞれの強みを活かしながら、教育の質を向上することができるようになること、
  - ③ 現職の法曹や、企業の法務部や役所などで法律実務を扱う社会人が、科目等履修制度等の活用により法科大学院の講義を受講することで、キャリアアップに活かすことができるようになること、といった効果が期待される。

- この点、「法曹養成制度改革の更なる推進について」（平成 27 年 6 月 30 日 法曹養成制度改革推進会議決定。以下「推進会議決定」という。）では、地理的・時間的制約がある地方在住者や社会人等に対する ICT を活用した法科大学院教育の推進について、平成 30 年度を目途に、本格的な普及を促進するとされているところ、現状では、各法科大学院が専門職大学院設置基準や法科大学院認証評価等への適合性を考慮するあまり、遠隔授業等の実施に二の足を踏むとの指摘がある。

- そこで、法科大学院における遠隔授業の普及促進を図るため、法科大学院において遠隔授業を実施する場合の要件（設置基準等の法令上の考え方）を明確化することとする。

## （２）メディアを活用した授業に関する法令解釈

- 法科大学院教育の質の確保と遠隔授業の普及を両立させる観点から、遠隔授業を実施する際の法令上の要件のうち、以下の２点を明確化することが必要。

### <専門職大学院設置基準>

#### ① 教育効果要件の適合性について

- 授業の実施形式や科目群に応じて、教育効果要件に適合するための配慮事項を明確化してはどうか。

#### 【現状】

- 専門職大学院設置基準第 8 条第 2 項では、メディア授業を「十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業について行うことができる」（以下「教育効果要件」という。）とされており、現在、一部の法科大学院では、各校において教育の質保証に留意した上で、講義形式による一斉授業や、ゼミ形式の授業等において遠隔授業が実施されているところ。
- 同項に基づく教育効果要件について、設置基準制定時（平成 15 年）の施行通知では、「現地調査やインターンシップ等の実習等が主体となる授業について、メディアによる授業を行うことは通常想定されない」と記載されているのみで、他の条件については明確化されていない。

#### 【考え方】

- 法科大学院においては、①少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育を行うことが原則であること、②そのため、遠隔地に一定数の学生を集めて履修させる場合には、当該遠隔地で受講する学生の状況把握に教員の習熟が必要となること、③また、ゼミ形式等の少人数授業では、複数の教室を跨いだ議論・討論が通常の遠隔授業と比較してより

密となること、④他方、法学未修者1年次の授業科目では、講義形式の要素も取り入れた遠隔授業も想定されること、⑤さらに、ロールプレイ等が必要となる実務基礎科目では、より実践的な指導が必要となることに留意して授業を企画する必要があることなど、授業形式や科目群により、遠隔授業を効果的に実施するために配慮すべき事項は多様であると考えられる。

- また、遠隔地で授業を受講する学生に対して、遠隔授業を効果的に実施するためには、当該科目の授業時間だけでなく、授業時間外において配慮すべき事項についても検討する必要があると考えられる。
- さらに、ICTを適切に活用することにより、授業の予習・復習や事前準備に係る部分を含めた、より適切な成績評価等が可能となる場合がある。
- この点、「教育効果要件を充足するために配慮すべき要件について(案)(資料1-2)」に掲げられる配慮事項を満たすことを、一つの目安としてはどうか。

#### <メディア告示>

##### ② 遠隔授業の実施形態及び面接授業に相当する教育効果について

- サテライト形態及びモバイル形態(ノートパソコンやタブレット端末等を用いて学生の都合が良い場所から授業に参加する形態)について、法科大学院の授業として実施する際の配慮事項をまとめるなど告示上の考え方を明確化してはどうか。
- その際、遠隔授業を主体として教育課程を編成する可能性に留意することも必要ではないか。
- 授業のオンデマンド配信については、学生の学修サポートとして活用することを基本とするとともに、正規の授業への導入については、今後の検討課題としてはどうか。

#### 【現状】

- メディア告示では、遠隔授業等の実施形態として、

- ・ 同時かつ双方向に行われるもので、授業を行う場所以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所において履修させるもの（1号類型）
- ・ （同時かつ双方向を要件としないが、）指導補助者が教室等以外の場所で学生等と対面するか、又は授業の終了後すみやかにインターネット等の方法により十分な指導を併せ行い、かつ、当該授業に関する学生等の意見交換の機会が確保されているもの（2号類型）

の二形態が規定されているが、タブレット端末等を用いて授業に参加する形態については、告示制定時には想定されていなかったものと考えられる。

- また、告示制定時においては、1号類型について、①マルチメディアの活用により複数の離れたキャンパス間を結んで遠隔授業を実施する場合、②社会人が大学等の科目等履修生として、企業の会議室等の職場や住居に近い場所において遠隔授業を受講する場合、の2つが想定されていたところ、「サテライト形態」については、科目等履修生として遠隔授業を受講する場合を除き、大学等の施設において受講することを前提としていたものと考えられる。
- メディア告示で要件とされている「面接授業に相当する教育効果」について、制定時（平成10年）の通知では、配慮事項として、
  - ・ 教員と学生の映像・音声等によるやり取り
  - ・ 学生の教員に対する質問の機会の確保
  - ・ 板書等に不都合回避のためのプリント配付等の工夫
  - ・ 受信側の教室に、システム管理のための補助員を配置／必要に応じTAを配置することも有効
  - ・ 受講者が過度に多くならないようにすること

が記載されている。

#### 【考え方と検討事項】

- 直接の対面授業においては、教員は学生の反応を見ながら授業を展開し、授業終了後に時間を取って学生の質疑に対応することも可能である。また、学生は授業時間中及び授業終了後に教員に質問することが可能で

あるほか、オフィスアワー等授業時間外において対面による個別指導を受けやすい環境にある。また、日常的な学生間の議論・交流により切磋琢磨する雰囲気醸成されるとともに、専用の自習室や図書館等によって法曹を目指すための十分な環境が整備されている。

○ 今後、多くの履修単位を遠隔授業で取得するなど、法科大学院において遠隔授業が更に推進されることとなっても、授業時間外の学修まで含めて、上述のような直接の対面授業と同水準の教育効果を挙げることができる環境を整備することで、教育の質を確保していくことが不可欠である。

○ この点について、

- ・ 企業の会議室等の職場や住居に近い場所において、サテライト授業を履修する際には、学生間交流や自学自修の環境整備が十分ではないことが考えられる。「科目等履修」ではなく「専門職学位課程」の授業として、授業時間外の学修まで含め、直接の対面授業と同水準の教育効果を認めることは可能か。

- ・ タブレット端末等を活用した授業形態については、教室等の場所で履修することは想定されないため、2号要件への適合が必要であるところ、特に授業前後の教員による個別指導や、学生同士が切磋琢磨する環境の確保など、教育効果の観点から望ましいものとなるための配慮事項とはどのようなものか。

○ 授業前後における学生への指導助言、学生の自学自修環境の整備にあたっては、LMS（ラーニング・マネジメント・システム）等の活用が考えられるのではないか。

### 資料 1-3 実施形態による遠隔授業の比較

○ ビデオ・オン・デマンド・システムなど同時・双方向配信以外のシステムを活用した形態については、法科大学院では現在まで正規の授業として採用された事例がなく、教育の質の確保の観点からの課題も多いと考えられる。

そのため、授業のオンデマンド配信については学生の学修サポートとして活用することを基本とする一方、正規の授業への導入については大学教育全体の中での状況を参考にしつつ、引き続きその在り方を検討することとしてはどうか。

### (3) 遠隔授業の円滑な実施に当たり、求められるシステム環境について

#### 【現状】

- 現在、遠隔授業を実施する法科大学院においては、一般のテレビ会議システムや法科大学院独自で開発したシステム等が使用されている。
- その性能は様々であるが、現在、法科大学院で使用されているシステムは、映像と音声を双方向に送受信することにより、最低限、配信を行う側、配信を受ける側の教員及び学生をモニター上で確認することができ、会話の即時的なやりとりを行うことが可能となる程度の性能は備えている。
- 法科大学院によっては、上記に加え、以下のような性能を備えている。
  - ・ 複数拠点間で同時双方向に映像と音声を送受信することが可能
  - ・ 黒板や白板に代わって電子ポートを使用し、学生のパソコンに表示することが可能
  - ・ 学生個別にマイクを設置し、待ち時間なく発言が可能
  - ・ 授業を実施する教室等の黒板等（黒板や白板、電子ボード等の教員が板書を行うものをいう。以下同じ。）の映像を独立して映し出すことや、学生が拡大・移動等の操作をすることが可能
  - ・ 発言者をモニターに大きく映し出すなど、教員による映像の操作が可能
  - ・ 自動的に授業の録画を行い、万が一通信が途絶等した場合であってもフォローアップを行うことが可能
- なお、モバイル形態に利用されているシステム環境については、通信環境の確立が配信を受ける学生側の機器のスペック・回線状況に左右されるという特有の課題がある。

#### 【検討事項】

- 遠隔授業を実施するにあたって配慮すべき事項や教育効果要件を満たすことができる通信機材等を整備する必要がある一方、要求される性能が過度に高くなると、遠隔授業の導入を躊躇する要因となりかねない。
- そのため、遠隔授業を実施する際には、教育水準を確保する観点から、以下にイメージするような最低限の性能が整備されていれば、支障はない

と考えられるのではないか。

(イメージ)

- ・ 教員・学生間及び学生同士で同時かつ双方向によるやりとりが可能であり、少なくとも教員が発言者を特定できる程度の音声及び映像の安定性や解像度を有すること
- ・ 配信を受ける側からは、少なくとも教員、黒板等、配信側の学生の3点を有効に視認することができ、授業を実施する教室等の黒板等を学生が判読可能であること(板書を代替可能な措置がなされている場合は、この限りではない)
- ・ 通信回線の品質が上記を担保できる水準のものであること
- ・ その他、授業で使用する資料等の事前配布、教員による授業前後の指導助言及び学生間交流の機会の確保について、LMSを活用することも有効である。

(4) 遠隔授業の円滑な実施に当たり、教職員に求められる事項について

【現状】

- 遠隔授業の円滑な実施に当たっては、教職員の側に求められる特有の事項があると考えられる。
  - ① システム等の機器に対する理解及び操作の習熟
  - ② 配信を行う側の学生及び配信を受ける側の学生の双方に分かりやすく授業を行う必要があることや、配信を受ける側の学生の緊張感の維持が必要であること、機器の制約などから板書に工夫が必要であることなど、対面とは異なる環境を意識した授業運営
  - ③ 授業の際に配布する資料等を事前に準備し、遠隔授業の受信側へ前もって配布するなどの事前準備と厳密な授業の進行管理
  - ④ 受講生のフォローアップを行う教員と、授業を実施する教員の間での綿密な連携
  - ⑤ 配信を行う側の法科大学院と配信を受ける側の法科大学院における成績評価基準や授業時間帯の調整 等
- 文部科学省が7月に実施した調査によると、これらに対応するため、授業参観、教員や学生に対するアンケートの実施などが行われているところ

ではあるが、遠隔授業における課題に特化したFD（ファカルティ・ディベロップメント）・SD（スタッフ・ディベロップメント）が実施されている法科大学院は少数であった。

#### 【検討事項】

- 法科大学院における遠隔授業の実施に当たっては、遠隔授業の特性に応じた授業運営・進行管理等が必要であることから、遠隔授業を実施する授業科目の特性も踏まえた適切なFD（ファカルティ・ディベロップメント）・SD（スタッフ・ディベロップメント）を実施し、随時、授業運営・進行管理等を見直し改善することが必要であること、その際、配信を行う側と受ける側が共同でFD・SDを行うことが重要であることを示してはどうか。

#### （５）法科大学院認証評価との関係について

#### 【現状】

- これまでの法科大学院認証評価では、九州４法科大学院間の教育連携講義に用いられている高機能遠隔講義支援システムが「特色ある取組」として取り上げるなど、遠隔授業については、法科大学院間における開講科目の相互提供を通じた教育の多様化や充実、社会人等多様な人材を受け入れることが可能となる手段として、概ね肯定的な評価が得られているところ。
- その一方で、認証評価機関が策定している大学評価基準では、遠隔授業を想定した明確な記載はなく、法科大学院が遠隔授業の実施を躊躇する要因となっているとの指摘がある。

#### 【検討事項】

- （２）から（４）の検討内容について、法科大学院認証評価との関係をどのように考えるか。

資料１－４ 法科大学院認証評価基準について



(2) ① 教育効果要件について

	(公財) 日弁連法務研究財団	(独) 大学改革支援・学位授与機構	(公財) 大学基準協会
教育方法 に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 授業 (1) 〈授業計画・準備〉 P 1</li> <li>○ 授業 (2) 〈授業の実施〉 P 1</li> <li>○ 理論と実務の架橋 (2) 〈臨床科目〉 P 2</li> <li>○ 学生数 (1) 〈クラス人数〉 P 2</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 授業の方法 P 1</li> <li>○ 授業を行う学生数 P 2</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 授業の方法 P 1</li> <li>○ 実習科目 P 2</li> <li>○ 授業を行う学生数 P 2</li> </ul>
成績等の 評価に関 すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 成績評価〈厳格な成績評価の実施〉 P 3</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 成績評価 P 3</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 成績評価及び修了認定 P 3</li> <li>○ 教育効果の測定 P 3</li> </ul>
学生支援 に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教育・学習支援体制 P 3</li> <li>○ 学生支援体制 (1) 〈学生生活支援体制〉 P 4</li> <li>○ 学生支援体制 (2) 〈学生へのアドバイス〉 P 4</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学習支援 P 3</li> <li>○ 障害のある学生に対する支援 P 4</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学習相談体制 P 3</li> <li>○ 学生支援 P 4</li> </ul>
施設・設備 に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設・設備 (1) 〈施設・設備の確保・整備〉 P 4</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設、設備及び図書館等 P 4</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教育研究等環境 P 4</li> </ul>

(2) ② 遠隔授業の実施形態及び面接授業に相当する教育効果

	(公財) 日弁連法務研究財団	(独) 大学改革支援・学位授与機構	(公財) 大学基準協会
教育方法 に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 授業 (1) 〈授業計画・準備〉 P 1</li> <li>○ 授業 (2) 〈授業の実施〉 P 1</li> <li>○ 理論と実務の架橋 (2) 〈臨床科目〉 P 2</li> <li>○ 学生数 (1) 〈クラス人数〉 P 2</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 授業の方法 P 1</li> <li>○ 授業を行う学生数 P 2</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 授業の方法 P 1</li> <li>○ 実習科目 P 2</li> <li>○ 授業を行う学生数 P 2</li> </ul>
学生支援 に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教育・学習支援体制 P 3</li> <li>○ 学生支援体制 (1) 〈学生生活支援体制〉 P 4</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学習支援 P 3</li> <li>○ 障害のある学生に対する支援 P 4</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学習相談体制 P 3</li> <li>○ 学生支援 P 4</li> </ul>

	○ 学生支援体制（２）〈学生へのアドバイス〉 P 4		
施設・設備に関すること	○ 施設・設備（１）〈施設・設備の確保・整備〉 P 4	○ 施設、設備及び図書館等 P 4	○ 教育研究等環境 P 4

### （３）遠隔授業の円滑な実施に当たり、求められるシステム環境について

	（公財）日弁連法務研究財団	（独）大学改革支援・学位授与機構	（公財）大学基準協会
施設・設備に関すること	○ 施設・設備（１）〈施設・設備の確保・整備〉 P 4	○ 施設、設備及び図書館等 P 4	○ 教育研究等環境 P 4

### （４）遠隔授業の円滑な実施に当たり、教職員に求められる事項について

	（公財）日弁連法務研究財団	（独）大学改革支援・学位授与機構	（公財）大学基準協会
教育内容の改善措置に関すること	○ 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（１）（FD活動） P 6	○ 教育内容等の改善措置 P 6	○ 教育内容及び方法の改善 P 6